

[見積]

**購入・発注をする物品やサービスなどの内容や費用を事前に確認した書類
(例)見積書、料金表、カタログ**

証拠書類【見積】の提出「必要」・「不要」について

- ・WEBサイトの情報
 - ・口頭照会による見積もり合わせの記録
→ 参考様式表示

こちらでも
代用可能
です。

大企業との取引

税込100万円
以下の中小企業と
の取引

*1 : 税込100万円超の取引の場合は、複数見積(2社以上)が必要です。

必要

税込100万円超の
市販品の店頭購入*1

不要

税込100万円
以下の市販品
の店頭購入

Point 当該取引

当該取引の見積もりであることを、以下で確認します。

- ①補助事業者名の記載はありますか。
 - ②見積もりを依頼した取引先名が記載されていますか。
 - ③たま
 - ④金額が記載されていますか。
 - ⑤発行日が記載されていますか。

[発注・契約]

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類 (例) 発注書・契約書

参考様式表示

① 発注書 ② ③ 平成28年6月10日

④ 株式会社○○広告社 御中
下記のとおり注文いたします。

⑤ 口口商店 小規模 太郎
〒000-0000
○県○市○2-2-2
TEL 01-2345-1234
FAX 01-2345-1235

品名	数量	単位	単価	金額
小規模通信 8月号(7/25発行)	-	-	-	150,000
カラーパンフ				0
				0
				0
				0
				0
[備考欄(納品場所・納期等)]	小計		150,000	
	消費税等		12,000	
	合計		162,000	

証拠書類【発注・契約】の提出「必要」・「不要」について

- ・注文した際のファクシミリ
- ・電子メールのプリントアウト
- ・発注先からの受注確認書、注文請書など

こちらでも代用可能です。

必要

税込100万円超の市販品の店頭購入

不要

税込100万円以下の市販品の店頭購入

店頭購入以外の取引

Point

当該取引の契約・発注であること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①書類名は、発注・契約の書類であることがわかりますか。

②発注日が記載されていますか。

③発注日は交付決定日以降(第1次受付締切分は[平成28年8月31日]以降)の日付ですか。

④発注先の会社名が記載されていますか。

⑤補助事業者名が記載されていますか。

交付決定日(第1次受付締切分は[平成28年8月31日])前の、発注・契約は、**補助対象外**です。

⑥発注する品名、数量、金額が記載されていますか。

[請求]

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類 (例)請求書

請求書

① 口口商店 小規模 太郎 様

株式会社〇〇広告社
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇県〇市〇 1-1-1- 1社印
TEL 01-2345-6789
fax 01-2345-1111

担当者

②

③

④ 請求金額(消費税込み) ￥162,000

下記のとおり請求いたします。

品名	数量	単価	金額
小規模通信 8月号(7/25発行) カラー1/4P	-	-	150,000
			0
			0
			0
			0
			0
			0

⑤ 平成29年7月31日

求書番号 1234

[お振込先]
〇〇〇〇銀行 △△△△△支店 (フ)
1234567
カ) マルマルコウコクシャ

お支払期日： 平成29年8月31日

小計 150,000
消費税等 12,000
合計 162,000



Point

当該取引の請求であること、
補助対象経費であることを、以下で確認します。

- ①補助事業者宛になっていますか。
- ②発注先の会社名が記載されていますか。
- ③発注したものの品名、数量、金額が記載されていますか。
- ④請求金額は記載されていますか。
- ⑤発注日以後に発行されていますか。

[支払]

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（原則は口座振込）

（例）ATMご利用明細、振込票お客様控え

銀行振り込み

[サンプル参照](#)

現金払い

[サンプル参照](#)

クレジット払い

[サンプル参照](#)

コンビニ振込

[サンプル参照](#)

宅急便（代引）

[サンプル参照](#)

★従業員等による立替払いの場合は、上記に加えて立て替え分を精算したことが確認できる書類も必要です。

お願い

補助事業に要した経費と、他の経費を、一括して支払った場合は、その旨をご記載ください。

必要

証拠書類【支払】は、いかなる場合も提出が「必要」です。

Point

当該取引の支払いであること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①補助事業者名が確認できますか。

③支払金額が確認できますか。請求金額と同じですか。

②支払先が確認できますか。又、請求元と同じですか。

④支払日は請求日以降ですか。また、支払日は、事業終了日以前ですか。（事業終了日後の支払いは、**補助対象外**です。）

[成果物]

広告の掲載内容が、確認できる資料

小規模通信

8月号(7/25発行号)

広告

① 口口商店

当店は、江戸時代より続く、お茶を扱うお店です。
茶葉から茶器までお茶の全てを取り扱っています。
店舗まで来ていただければ、おいしいお茶の淹れ方もお教えします。
お気軽にお問合せください！
TEL: 01-2345-1234 HP: <http://www.url.co.jp>

広告

広告

< 5 >

必要

証拠書類【成果物】は
いかなる場合も提出が「必要」です。

お願い
ご提出の際は、
コピーまたは写真で
お願いします。
(現物は不可)

Point

広告が、補助対象となる内容であるかを、以下で確認します。

①補助事業者が、作成したものであることが確認できますか。

②商品・サービスの販路開拓につながる事（宣伝文句）が確認できますか。

③発行日が補助事業期間中であることが確認できますか。
(他の書類と組み合わせて、確認できれば結構です)

補助対象期間外に発行されている場合は
補助対象外です。